

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大船渡市

1 促進計画の区域

別紙2の地図に記載のとおり。

2 促進計画の目標

(1) 現況

大船渡市は岩手県の東南部に位置し、北西を北上山系の山並に、南東を太平洋に囲まれている。特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下、特定農山村法）における特定農山村地域に市内全域、また山村振興法における山村に日頃市町、立根町、三陸町越喜来が、それぞれ指定されている。典型的な中山間地域であり、耕地は散在し狭小ではあるが、傾斜地が多いなどの地理的特性から、良好な景観形成等の機能を発揮している。

しかしながら、担い手の高齢化や減少等により耕作放棄地が増加しており、国土の保全、水源かん養等の機能の低下が特に懸念されている。また近年は鳥獣による食害が後を絶たず、農業者の営農意欲の減退の原因になっている。

さらに、平成23年3月に起こった東日本大震災による津波で、市内沿岸部の農地が被災し、これにより沿岸部の被災農地を持つ農業者の離農が進んでいる。

特定農山村法及び山村振興法に指定されているとおり、市内全域が地理的条件が悪く、平地と比べて農業生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また併せて、今後とも市内の農業振興を図るためには、農地、農道、農業用排水路等の適切な保全管理が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、大船渡市では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、農地中間管理事業を利用し、担い手へ農地を集積することにより耕作放棄の発生を防ぎ、永続的な農業を目指す。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地 域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	市内全域	合足集落	法第3条第3項第1号に掲げる事業
2		宿集落	法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業
3		鷹生集落	法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業
4		平山集落	法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業
5		小通集落	法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業
6		大野集落	法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業
7		本郷集落	法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域

なし

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農

用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 大船渡市全域

(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域 日頃市町 立根町 三陸町越喜来

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地（勾配が田にあつては 1/100 以上 1/20 未満、畑又は草地及び採草放牧地にあつては 8 度以上 15 度未満の農用地）が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

b 緩傾斜という条件に次の農業生産条件の不利性が加わる場合

緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合で、緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(2) 集落協定の共通事項

1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

対象者に準ずる者とは、大船渡市農業振興基本計画、集落水田ビジョン、経営再開マスタープラン等の方針等に定められた者など地域の実状に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

設定しない。